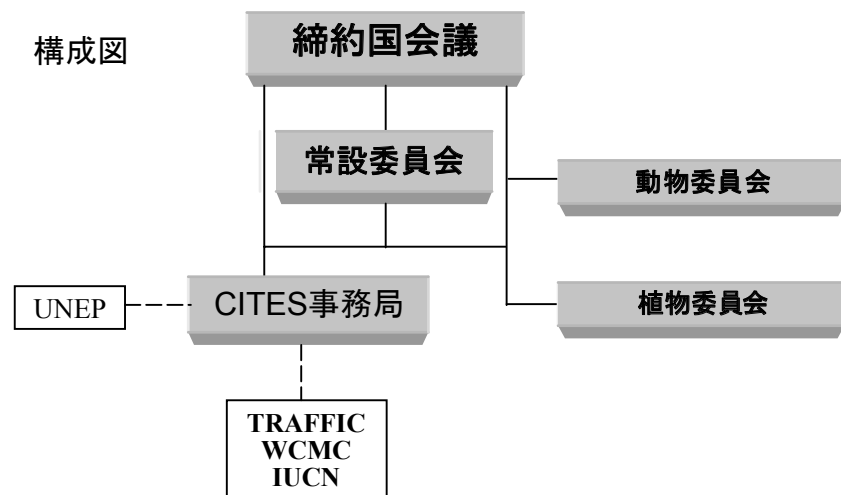


ワシントン条約施行のしくみ

1. 条約の運営

全締約国の会議が2～3年に一度開催されます。その間は、各地域代表からなる執行機関である常設委員会、専門的な機関として動物委員会、植物委員会、学名命名委員会などがあります。条約事務局はスイスにあります。



2. 締約国に求められていること

- ・ 管理当局(施行の管理、書類発行)と科学当局(取引が種の存続に及ぼす影響を調査し、助言)を設立すること
- ・ 国内法を整備すること
- ・ 条約対象種の年間取引の詳細を報告すること
- ・ 取引は政府発行の許可書によって管理すること

3. 我が国の管理体制

- ・ 日本は1980年から施行開始。
 - 管理当局：海からの持込み以外は**経済産業省**、海からの持込みは**農林水産省**
 - 科学当局：海棲哺乳類、魚類等の水棲動物及び植物は**農林水産省**、左記以外は**環境省**
- ・ 法律のしくみ

日本は、ワシントン条約該当種すべての輸出入管理について、「外国為替及び外国貿易管理法」に基づく「輸入貿易管理令」「輸出貿易管理令」によって実施している。また、国内の野生動物取引については、附属書Iの一部を「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で規制している。

ワシントン条約施行のための法律

ワシントン条約	附属書 I		附属書 II・III	
	生きたもの	部分・派生物 特定器官	生きたもの	部分・派生物
[輸出入時] 外国為替及び 外国貿易管理法	商業取引禁止 (例外：学術目的、人工繁殖、条約適用以前取得)		商業取引規制 輸出国の許可書必要	
[国内取引] 絶滅のおそれ のある野生動物 植物の種の保存に 関する法律	譲渡禁止 例外 学術目的 人工繁殖 条約適用前 取得	特定国際種 事業者 (象牙・べっこう) は政府に届出	譲渡禁止 例外 政府に登録 したもの	